

「千歳市開基記念総合武道館」 ネーミングライツ・スポンサー募集要項

千歳市では、千歳市開基記念総合武道館における命名権者（以下、ネーミングライツ・スポンサーという。）を次のとおり募集します。

1 公募の趣旨

- ・ 本市では、千歳市開基記念総合武道館への愛称付与等を通じて、施設維持管理コストの軽減を図るとともに、当該施設における市民サービスの向上等に資するため、ネーミングライツ・スポンサーの公募を行います。

2 募集対象施設

- ・ 施設名： 千歳市開基記念総合武道館
- ・ 住 所： 千歳市あずさ1丁目3番1号
- ・ 施設の概要は、別添資料「千歳市開基記念総合武道館の概要」をご覧ください。

3 公募主体

- ・ 千歳市

4 契約相手方の条件

- (1) 公募の趣旨に賛同し、ネーミングライツ・スポンサーとなることを希望する企業等であること。
- (2) 本市のネーミングライツ・スポンサー企業として、ふさわしい資力及び信用を備えた法人、もしくはそれに類する団体であること。
- (3) 次に掲げる者でないこと。
 - ① 千歳市広告掲載基準第4条（規制業種及び規制事業者）に該当する者
 - ② 応募の業種もしくは事業等に関係する法令（以下、「関係法令」という。）による不利益処分を受け、その不利益処分のあった日から3年を経過しない者。
 - ③ 関係法令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、もしくは執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者
 - ④ 法人税、消費税・地方消費税、法人事業税、市税について滞納がない者

5 ネーミングライツの範囲

- (1) 千歳市開基記念総合武道館条例に規定する名称（平成5年1月条例第1号）を変更するものではありませんが、施設の愛称として、企業等の名称や商品名（ブランド名）を付することが可能です。

- (2) 利用者の混乱を避けるため、契約期間内の名称の変更はできません。また、条例上の名称を併記させていただくことがあります。
- (3) 当該施設の内容が分かる名称としてください。
(例：〇〇武道館など)
- (4) 千歳市以外の地域を連想させるような愛称を付することはできません。
- (5) 使用を禁止する愛称
- ① 千歳市広告掲載要綱第3条に該当するもの。
 - ② 千歳市広告掲載基準に反するもの。
 - ③ その他、愛称として使用することが適当でないと市が認めるもの。

6 スポンサーメリット

NO	スポンサーメリット	内容 (例)	費用負担
1	イベントのチラシ等への愛称表示	市や指定管理者が実施するイベントのチラシなどへの愛称表示	市等
2	市の各種広報印刷物やホームページ等への愛称表示	市の広報印刷物やホームページ等における相性の周知や表示	市
3	施設への愛称看板設置	施設の壁面や館内の案内看板の設置や、既存看板の表示を変更することができます。 (設置場所や変更箇所は市との協議により決定します。)	スポンサー
4	契約継続の優先交渉権	契約終了後の契約継続に関し優先交渉権があります。	—
5	その他	その他の希望については、市との協議の上決定します。	—

7 契約条件

- (1) 契約金額
- 応募事業者等各々で判断し、提案してください。本市から希望金額は提示しません。
- (2) 契約期間
- ① 3年間以上5年間以内とします。
 - ② 契約終了年以降の契約継続に関しては優先交渉権があります。

(3) 愛称使用開始

- ・ 令和9年4月1日（木）

(4) 費用負担

区 分	市	スポンサー企業
敷地内外の看板表示の変更（施設看板や道路標識）※1		○ ※2
契約期間終了後の上記表示に係る原状回復		○ ※2
パンフレット、封筒等の印刷物やHPの表示変更	○	

※1 敷地外、道路標識等の表示変更は、関係機関と協議の上、変更可能な表示について行います。また新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議します。

※2 命名権料とは別に負担いただきます。

(5) その他

- ① 契約期間終了後の看板取り外し等、原状回復に係る費用は、すべてスポンサーによる負担とします。
- ② 応募にあたっての費用及び契約締結に係る費用は応募者の負担とします。

8 募集期間

- ・ 令和8年11月10日（火）から令和8年12月11日（金）

9 応募方法等

(1) 応募方法

- ① 別添「千歳市開基記念総合武道館ネーミングライツ申込書」に必要事項を記入のうえ、(3)に掲げる必要書類を添付し、持参又は郵送（書留）にて「千歳市観光スポーツ部 スポーツ振興課」まで提出してください。
- ② 持参の場合は、土・日・祝日を除く午前8時45分から午後5時15分までとなります。
- ③ 郵送の場合は、令和8年12月11日（金）必着とします。

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出書類

- ① ネーミングライツ申込書【様式1】
- ② 応募資格についての確認書【様式2】
- ③ 法人概要及び直近3ヵ年の決算報告
- ④ 登記事項証明書（商業登記簿謄本等）

⑤ 法人税、消費税・地方消費税、法人事業税、市税について滞納がないことの
証明書

⑥ 地域貢献や文化活動等に対する支援実績及び今後の計画等【様式3】

※ その他法人概要がわかるパンフレット等がありましたら、添付してください。

(4) 申込先

〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地

千歳市観光スポーツ部 スポーツ振興課 スポーツ施設係

電話：0123-24-0855

(5) 質問の受付

① 質問方法

「質問票【様式4】」により、ファックス又は電子メールで受け付けます。

ファクシミリ：千歳市観光スポーツ部 スポーツ振興課 スポーツ施設係

0123-22-8851

メールアドレス：sportsshinko@city.chitose.lg.jp

※ 電子メールでの質問の際には、タイトルを「ネーミングライツ質問」とし、
必ず、企業名、担当部署、担当者名、電話番号を記載してください。

② 質問期間

令和8年11月10日（火）から令和8年11月27日（金）まで

③ 回答方法

- ・ 回答は、電話、電子メールもしくはファクシミリで質問者あてに直接回答します。また、申込全体に係る質問は、ホームページで公表します。

(6) 留意事項

- ・ 申し込みにあたり、必要な経費は全額応募者の負担とします。
申し込み書類等は返却しません。また、千歳市情報公開条例に基づき開示することがあります。

10 ネーミングライツの優先交渉者の選定方法

- ・ 市が別途設置する「広告審査委員会」において、応募内容を総合的に判断し、ネーミングライツ・スポンサーの優先交渉者を決定します。

なお、応募者が1者のみの場合も、審査委員会において市のネーミングライツ・スポンサーとしてふさわしいかどうか審査し、優先交渉者を決定します。

選定後は、速やかに選定結果を公表するとともに、全ての応募者に選定結果を通知します。

11 協定の締結

- ・ 市はネーミングライツ・スポンサーの優先交渉者と協議のうえ、ネーミングライツに関する協定を締結します。

12 命名権料の使途

- ・ 施設のサービス向上のために必要な事業の財源（維持・管理費等）とします。

13 協定の解除

- ・ ネーミングライツ・スポンサーの信用失墜行為等に伴い、施設のイメージが損なわれる恐れが生じた場合、市は協定を解除できることとします。

14 ネーミングライツ・スポンサーの公表、新名称（愛称）の普及

- ・ ネーミングライツ・スポンサー正式決定後、法人名、施設の新名称（愛称）、ネーミングライツ料等について、マスコミに公表し、広く新名称（愛称）の普及を図ります。

15 問い合わせ先

千歳市観光スポーツ部 スポーツ振興課 スポーツ施設係

電 話：0123-24-0855（直通）

FAX：0123-22-8851

メールアドレス：sportsshinko@city.chitose.lg.jp